

榛東村立南小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月1日策定
令和6年4月1日改訂

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(1) いじめの定義

【いじめ防止対策推進法 第1章 第2条】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する本校の基本認識

本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(3) いじめの特徴

いじめは、右図のように、「四層構造」になっている場合がほとんどです。このとき観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることとなります。

また、いじめられている子どもといじめている子どもと

の関係は、立場が逆転する場合があります。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことも大切であると考えています。



(4) いじめの様態例

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンやスマホ等で、誹謗中傷やいやなことをされる。
- ・その他

2 いじめの未然防止のために

(1) 未然防止の取組の重要性 —いじめを許さない子どもを育てる—

- ・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言えます。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことがないように、未然防止を図ることが何よりも重要です。
- ・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められるようになっていきます。そこには、全ての児童生徒を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方があります。
- ・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策を講じていきます。

(2) いじめ防止のための取組

○学級経営を充実させる

- ・子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作ります。
- ・子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめます。
- ・正しい言葉遣いができる集団を育てます。←いじめの大半は言葉によるものです。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要です。
- ・学級のルールや規範がきちんと守られるような指導を継続して行います（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要です。
- ・児童生徒の実態を質問紙調査や欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握します。

○授業中における生徒指導の充実

- ・「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」「安全・安心な風土」のある授業づくりをすすめます。
- ・「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障します。

○道徳

- ・いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図ります。
- ・思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努めます。

○学級活動

- ・いじめを題材として取り上げ、いじめの未然防止や解決の手だてについて話し合います。
- ・話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図ります。
- ・学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習します。
- ・人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング等を活用し、学習します。

○児童会活動

- ・子どもが、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう、児童会活動をすすめます。

3 いじめの早期発見の取組

(1) いじめを発見する手立て

○教師と子どもとの日常の交流をとおした発見

- ・学級担任は朝の会や帰りの会、学級活動や休み時間などの様々な機会を通じて、児童に話しかけたり様子を観察したりして、いじめの早期発見に努めます。

○複数の教員の目による発見

- ・児童に関わる多くの教師が様々な教育活動を通して子どもたちにかかわることにより、発見の機会を多くします。気になることは日常的に情報交換することを大切にして、発見に努めます。

○アンケート調査

- ・いじめの内容を含む「生活振り返りアンケート」を毎月末に全校で実施し、いじめ発見の機会とします。
- ・アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教員にあたります。

○教育相談をとおした把握

- ・児童や保護者によっては、教員よりもスクールカウンセラーの方が相談しやすい場合もあります。そこで、年度始めにスクールカウンセラーを児童や保護者に紹介したり、「たより」を定期的に発行したりして面談しやすい体制を整えておきます。

(2) いじめを訴える手段の周知

○学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭に周知します。

- ・担任はもとより、誰でも話しやすい教職員に伝えてよいことを周知します。
- ・生徒指導担当やスクールカウンセラー等への相談の申し込み方法を周知します。
- ・学校や教育委員会の電話番号を周知し、様々な方法で相談できることを周知します。

○関係機関（いじめ対策室・市町村や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知します。

- ・関係機関の連絡先を配布物やポスター等で繰り返し周知します。

(3) 保護者や地域からの情報提供

- 日頃から、いじめ問題に対する学校の考え方や取組を保護者や家庭に周知し、共通認識に立った上で、いじめの発見に協力を求めるとともに、保護者からの訴えに耳を傾けます。
- 保護者が子どもの変化を読み取れるよう「チェックポイント」などを知らせるとともに、いじめを発見した際の学校への連絡方法等を周知しておきます。

4 いじめの発見から解決まで

発見から指導、組織的対応の展開

(1) いじめ対策委員会の設置

校長・教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、教育相談担当、スクールカウンセラー等

(2) いじめの情報のキャッチ

最初に認知した教職員→必ず報告→いじめ対策委員会

(3) 対応方針の決定・役割分担

○情報の整理

- ・いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

○対応方針

- ・緊急度の確認 「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- ・事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

○役割分担

- ・被害者からの事情聴取と支援担当
- ・加害者からの事情聴取と指導担当
- ・周囲の児童生徒と全体への指導担当
- ・保護者への対応担当・関係機関への対応担当

(4) 事実の究明と支援・指導

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づき指導を行えるようにする。

聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

※事情聴取の際の留意事項

- いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復等が起こらないように細心の注意を払う。
- 聴取を終えた後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

(5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

①被害者への対応

【基本的な姿勢】

- いかなる理由があっても、徹底していじめられた子どもの味方になる。
- 子どもの表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

【事実の確認】

- 担任を中心に、子どもが話しやすい教師が対応する。
- いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

【支援】

- 学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。
- いじめている側との今後のつきあい方など、行動の仕方を具体的に指導する。
- 自己肯定感の喪失を食い止めるよう、子どものよさや優れているところを認め、励ます。

②加害者への対応

【基本的な姿勢】

- いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- 自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

【事実の確認】

- 対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- 話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

【指導】

- 被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

- いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。
- いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

③観衆、傍観者への対応

【基本的な指導】

- いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。
- いじめの問題に、教師が児童生徒とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

【事実確認】

- いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。

【指導】

- 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。

(6) 保護者との連携

①いじめられている子どもの保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として徹底して子どもを守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子等について情報提供を受ける。
- ・いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
- ・対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

②いじめている子どもの保護者との連携

- ・事情聴取後、子どもを送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で子どもに事実の確認をする。
- ・相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ・誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校には事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

③保護者との日常的な連携

- ・年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

5 ネット上のいじめへの対応

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など、事案に応じて、警察等の専門機関と連携して対応していきます。

(1) ケータイ・スマホ等が関係したいじめの事例

- インターネットにつながるゲーム機から、悪口を投稿される。
- 嫌なことをさせられている動画を撮られ、ネット上に投稿される。
- アプリケーションソフトを使って、グループでやりとりしていたが、突然仲間はずれにされる。
- 加害児童からの悪口のメールをきっかけに、当該児童が不登校状態になる。

(2) 未然防止の取組

- 情報モラル教育の推進
インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童が身につけられるよう、各教科等で計画的に取り組みます。
 - ・判断力
 - ・自制力
 - ・責任能力
 - ・想像力

(3) 早期発見・早期解消の取組

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。
 - ・必要に応じて、法務局の協力を求めるようにします。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に

通報し、適切に援助を求めます。

(4) 削除依頼の手順

① 事実の確認

被害者本人および保護者の了解のもと、発見までの経緯、書き込み者の心当たりの有無、保護者への相談状況、他の児童の認知状況等を確認し、実態を把握します。

② 児童への対応

被害者本人への対応、加害者への対応、当事者以外の一般の児童への指導等、インターネット上の対応と並行して行います。

③ インターネット上の対応

書き込みが特定できた場合には、当該児童に書き込みを削除させることが先決ですが、書き込み者が特定できなかった場合には、被害者本人または学校や教育委員会等が削除依頼することが考えられます。

④ 事後の経過の確認

書き込みを削除できた場合でも、書き込みされた内容のキャッシュが残っているため、再び同じ内容が書き込まれる恐れがあります。1ヶ月程度は、被害者の心のケアはもちろんのこと、その後の書き込み状況の経過を確認します。

6 いじめ防止に関する年間計画

月	具体的な取り組み内容	月	具体的な取り組み内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> 指導記録の引き継ぎ いじめ対策に係る共通理解 学級開き・人間関係づくり・学級のルールづくり 保護者へのいじめ対策についての説明と啓発 行事(1年生を迎える会等)を通じた人間関係づくり 	11月	<ul style="list-style-type: none"> 「Q-U」の実施と活用 話し合い活動「学級の諸問題」 「思いやりアンケート」の実施と分析
5月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談の実施 行事(ドッジボール大会等)を通じた人間関係づくり 児童会によるあいさつ運動 	12月	<ul style="list-style-type: none"> 人権週間、思いやり月間(人権講話、人権作文等、人権意識啓発活動) いじめ防止集会(児童会主催)
6月	<ul style="list-style-type: none"> 「Q-U」の実施と活用 話し合い活動「学級の諸問題」 	1月	<ul style="list-style-type: none"> 村いじめ防止子ども会議(児童会参加)
7月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談の実施 	2月	<ul style="list-style-type: none"> 話し合い活動「学級の諸問題」
9月	<ul style="list-style-type: none"> 行事(体育発表会等)を通じた人間関係づくり 	3月	<ul style="list-style-type: none"> 記録の整理、進級する学年への引き継ぎ情報の作成 小中の情報連携のための連絡会 基本方針の見直しと次年度へ向けての検討
10月	<ul style="list-style-type: none"> 行事(校外学習・修学旅行等)を通じた人間関係づくり 	通年(毎月)	<ul style="list-style-type: none"> 「生活ふり返しカード」によるいじめ問題の実態把握

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは(法第28条第1項)

- いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) いじめ防止対策推進法に基づく対応

- 重大事態が発生したときは、その旨を教育委員会を通じて速やかに村長に報告する(法第30条第1項)。
- 学校は、その事態に対処するとともに、速やかに組織を設け、事実関係を明確にするための公平・中立な調査を実施する(法第28条第1項)。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る必要な情報を適切に提供するものとし(法第28条第2項)、提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮する等適切な方法で提供する。
- 学校は法第28条第1項の規定による調査の結果について、教育委員会を通じて村長に

報告する。いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添える。

(3) 被害児童生徒の保護

① 複数の教職員による保護

学校は、被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築します。また被害児童が帰宅した後も、教職員が保護者に連絡し、様子を確認するなど、積極的に状況の把握に努めます。

② スクールカウンセラーによるケア

③ スクールソーシャルワーカー等の活用及び家庭状況の把握

④ 適応指導教室への通級及び別室登校等の実施

いじめが原因で不登校になっている被害児童の適応教室等への通級や、被害児童の状況に応じた別室登校の実施など、緊急避難措置を検討・実施します。

(4) 加害児童生徒の保護

① 別室指導の検討

被害児童が安心して学校生活を送れるように、加害児童の別室指導を検討します。別室指導の実施にあたっては、事前に教育委員会と十分に協議します。

② 警察への相談・通報

暴行や金銭の強要など犯罪行為の可能性がある場合は、速やかに警察に相談・通報します。

③ 懲戒や出席停止

加害児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げになる場合は、教育委員会との連携のもと、校長による訓告を検討します。

④ 加害児童とその保護者に対するケア

学校は、必要に応じて、加害児童のケアにも努めます。また、重大事態に至るケースでは加害児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合もあります。スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアにも努めます。

(5) 保護者・地域との連携

① いじめ対策緊急保護者会の開催

憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会と連携し、保護者会などを開催し、事案の状況や学校の対応などについて説明します。

② P T Aとの連携

積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼します。

③ 民生委員・児童委員等との連携

民生委員・児童委員等と連携し、必要に応じて協力を依頼します。